# 原子力規制委員会設置法第二十二条第一項の員数を定める政令 （平成二十四年政令第二百二十九号）

原子力規制委員会設置法第二十二条第一項の政令で定める員数は、四十人とする。

# 附　則

この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。